

近畿国立病院生涯教育センター会則

第1章 総 則

(目的・名称)

第1条 認定薬剤師研修制度の円滑な推進を図り、企画運営を実施するため、近畿国立病院生涯教育センター（KLEEC：Kinki National Hospital Lifelong Education Center）を置く。

(事務局)

第2条 事務局は、原則、理事長または事務局長所属施設に置くこととする。但し、理事会の承認をもって別途設置することができる。

(業務)

第3条 KLEECは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 認定薬剤師研修制度の集合・実習研修の実施に関する事項
- (2) KLEECが認める集合・実習研修実施機関の登録審査に関する事項
- (3) KLEECが認める集合・実習研修実施機関および各種学会が提供する研修プログラム等の審査に関する事項
- (4) 認定薬剤師の認定審査に関する事項
- (5) 前号(1)(2)(3)(4)に掲げる事業の事務および経理
- (6) その他、KLEECが運営上必要と認めた事項

第2章 会 員

(会員)

第4条 会員は、KLEEC認定薬剤師とする。

- 2 集合・実習研修実施機関の代表者を代議員とする。
- 3 会員の中で、近畿国立病院薬剤師会会員、近畿国立病院薬剤師会OBでKLEEC運営に貢献した者および全国の国立病院薬剤師会会員で理事会が認めた者を特別会員とする。
- 4 理事会の承認を得て名誉会員をおくことができる。

第3章 管 理 運 営

(役員)

第5条 KLEECに次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長	1名
事務局長	1名（併任可）
常任理事	若干名
監事	2名

（代議員）

第6条 理事長は会員の中から代議員を選出することができる。

（選出と構成）

第7条 理事長の選出は、理事会の2/3の議決をもって決定する。

- 2 副理事長、事務局長および常任理事は理事長が委嘱する。
- 3 事務局長は、KLEC運営に必要な総務および会計業務を統轄する。
- 4 役員は、外部役員を含めることとする。
- 5 監事は総会により選出し、KLECの活動および財務を監査する。
- 6 理事長が必要と認めたとときに顧問をおくことができる。

（任期）

第8条 理事長の任期は、4月1日より翌々年3月31日までの2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員任期は、委嘱した理事長の任期とする。ただし再任を妨げない。

（理事長の職務）

第9条 理事長は、KLECを代表し、会務を総括する。

- 2 理事長は、会務を円滑に運営するために総会および理事会を開催する。
- 3 理事長が必要と認めたととき、審査会を招集する。

第4章 会 議

（総会）

第10条 総会は、毎年1回理事長が招集し、事業計画、事業報告、予算、決算を報告する。

- 2 総会は、役員および代議員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ開くことができない。
- 3 総会の議長は、出席者の中から選出する。

（理事会）

第11条 理事会は、KLECにおける意志決定機関であり、第5条に掲げる役員で構成し、理事長が必要と認めたとときこれを招集する。

- 2 理事会は、構成委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(審査会)

第12条 審査会は、理事長が必要と認めたときこれを招集し、別途規程を定める。

(委員会)

第13条 本会事業を推進するために必要時、理事会はその議決により委員会を設置することができる。

また、理事長は、必要時特別委員会を設置することができる。

第5章 会 計

(会計)

第14条 本会の経費は、認定薬剤師の申請料および更新料、実施機関の登録申請手数料および更新手数料、その他の収入をもってあてる。

2 認定薬剤師の申請料および更新料、実施機関の登録申請手数料および更新手数料の変更は総会において決定する。

3 既納の申請料、更新料および手数料等は、理由の如何を問わず返還しない。

4 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日とする。

(協賛金、寄付金、補助金)

第15条 本会の活動に賛同した団体、法人、個人より協賛金、寄付金、補助金等の受け入れが可能であり、それらは本会の運営にかかわる経費に充当する。

附 則

この規程の改廃については、理事会の承認を要するものとする。

この規程は、平成29年10月21日から施行する。